

会計監査のいろは（7）監査手続

KPMG 小宮祐二

皆様、こんにちは。フィリピンからの訪日者数が2024年通年で約82万人と前年比で32%ほど増え過去最高を記録しているというニュースを耳にし、そういえば会社の同僚でも日本に旅行に行ったという話を聞く機会が増えたかと思いました。円安の進行や、2023年のジップエアのマニラ成田線就航、2024年のセブパシの日本線拡充等のLCC路線の増加も後押ししているのだと思いますが、日本がフィリピン人にとっても身近な旅行先になってますます日本最頂がふえるのは嬉しいことです。

前回第6回では「監査のKick off meeting」について説明しました。今回は監査人が実施する監査手続について説明しようと思います。

1. 監査の大きな流れ

第5回の「監査のTimeline」で説明しましたが、監査の大きな流れとしては①計画及びリスク評価、②期末監査、③結論付の3ステージに大別できます。今回は主に監査の計画及びリスク評価段階で実施するリスク評価手続と期末監査で実施する実証手続について解説します。

段階	項目	実施内容
計画及び リスク評価 Planning and Risk Assessment	Kick off meeting	監査計画の会社への説明及び 会社の概況についての Discussion（リスク評価手続）
	Process understanding	会社の内部統制等の評価手続（リスク評価手続）



期末監査 Year End Audit	Inventory count	会社の実務スケジュールを勘案して在庫の棚卸の立会（実証手続の一つ）を実施
	Substantive testing	期末における実証手続。財務数値等を検証
	Discussion of audit issues and findings	期末監査にかかる発見事項の共有
	Finalization of balances	財務数値の確定



結論付 Completion	FS Draft by the Company	会社による財務諸表の Draft
	Review of FS Draft	監査人による財務諸表 Draft の検証作業
	Board of resolution	取締役会における財務諸表発行の決議
	Issuance of AFS	監査済財務諸表の発行

*上記はあくまでも一例です。Accounting firm や会社の状況によって各ステージの内容は変わってきます。

2. リスク評価手続と実証手続

① リスク評価手続

リスク評価手続の正確かつ詳細な定義は難しくなるので割愛いたしますが、監査を効率的に進めるために監査人が知っておいたほうが良いことや理解しておいたほうが良いことを洗い出します。「質問 (inquiry)」や「分析 (Analytical procedure)」等の監査手続を通じて、会社のビジネスや業務プロセスを理解することによって、会社の財務諸表のどこにエラー（誤り）が生じそうかを評価することになります。

② 実証手続

実証手続も正確かつ詳細な定義は難しくなるので割愛いたしますが、会計数値の基となる証憑等を確認することで、会社の計上額や残高を検証する手続を指します。実証手続で検証するサンプル数は①のリスク評価結果に踏まえて増減します。すなわち（財務諸表のエラーが生じる）リスクが高いと評価された項目についてはサンプルが増え、リスクが低いと評価された項目については減ります。実証手続の手法としてはいくつかあるのですが、以下の3.において主な手法をご説明します。

3. 主な実証手続の手法

以下は監査手続の主な手法です。手続については日本や他の国で実施するものと大きな差異はないかと思えます。

項目	実施内容
棚卸立会 Inventory count	会社が保有する資産が実際に会社の資産として保有されているかを確認するために、会社が実施する資産の棚卸に監査人が立ち会う手続です。棚卸資産の立会が一般的ですが、製造業などでは工場設備等の確認に立ち会う場合もあります。
確認（状） Confirmation letter	会社が有する会計関連の情報について、監査人が会社の取引先等の第三社に対して文書により問い合わせ、その回答を直接入手し評価する監査手続をいいます。 確認は主に ・金融機関 ・得意先、仕入先 ・グループ会社 に対して発送されますが、会社の顧問弁護士等に発送されるケースもあります。伝統的に確認状は郵送によって書面がやりとりされていましたが、近年では通信技術の発達やコロナ禍という事態も考慮して電子的に実施する場合もあります。
証憑突合 Vouching/Inspecting	会計記録等とその根拠証憑となる領収書や請求書を突合（照合）させ、会社の会計記録の正確性や実在性を確認する手続になります。会社の伝票ファイル等をめくっている監査人の姿をイメージする方も多いと思います。
分析 Analytical Procedure	監査人が財務データ等を利用し、分析・検討する手法です。例えば借入金元本に契約利率を乗じて監査人が推定値を算出し、会社が計上した支払利息と比較検討することによって、会社が計上した支払利息がある程度正しそうか確認することができます。

本稿では第7回目として監査手続の具体的な中身についてご説明しました。12月決算や3月決算の会社では監査人による監査の実施中あるいはこれから本格化という会社もあるかと思えます。少しでもご参考になれば幸いです。

KPMG R. G. Manabat & Co. は、世界 154 力国、20 万人以上の世界最大級の国際会計事務所である KPMG International の Member Firm です。日本の KPMG あずさ監査法人とも連携をし、約 1,700 名のプロフェッショナルが監査、税務、アドバイザリー業務を皆様に提供しております。ご質問等ございましたら以下の担当者までお気軽にお問い合わせください。

小宮 祐二 M:0917-852-7526 E-mail:ykomiya1@kpmg.com

尚、当資料、情報に基づいて被ったいかなる損害につきましても、一切の責任を負いかねます。

Yuji Komiya is a Director from Japan Desk of KPMG R.G. Manabat & Co. (KPMG RGM&Co.), the Philippine member firm of KPMG International. This article is for general information purposes only and should not be considered as professional advice to a specific issue or entity. The views and opinions expressed herein are those of the author and do not necessarily represent the views and opinions of KPMG International or KPMG RGM&Co. For comments or inquiries, please email ph-inquiry@kpmg.com or ph-kpmgmla@kpmg.com